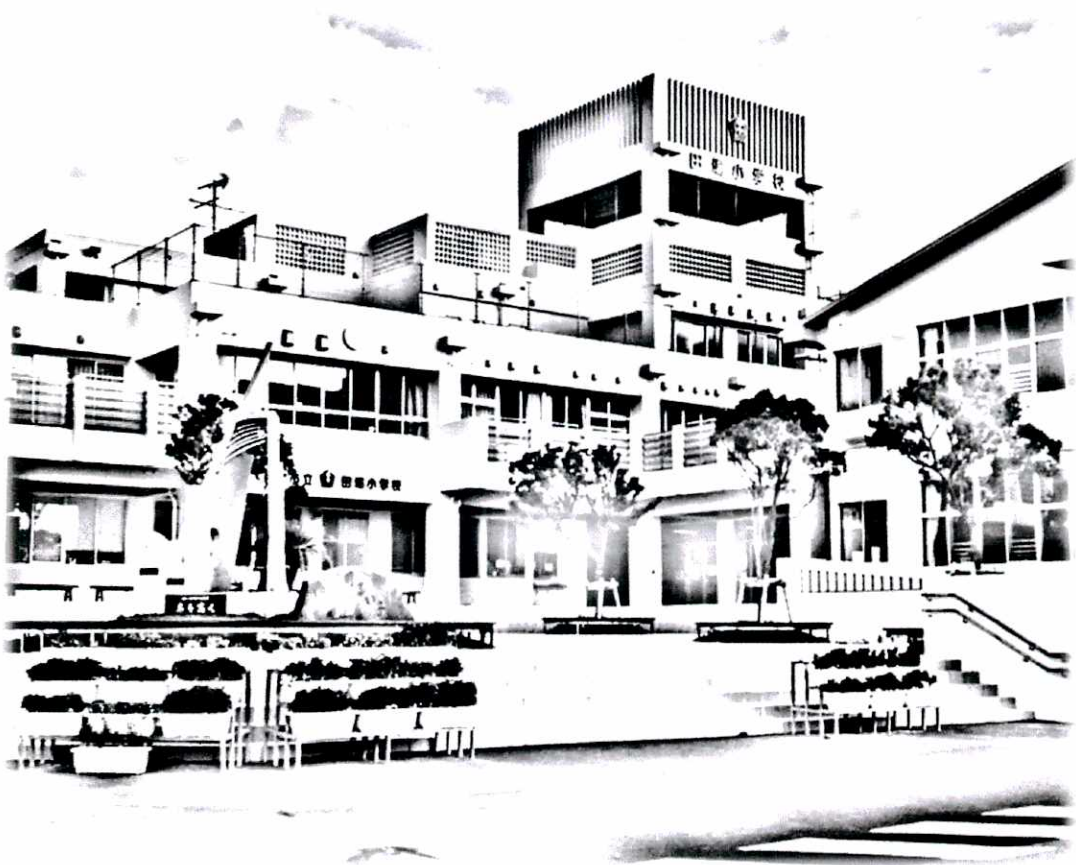


令和5年度

PTA 総会



うるま市立田場小学校 PTA

令和5年度PTA総会

1. 表彰ならびに感謝状の贈呈

2. 議案審議

第1号議案：令和4年度活動報告の承認について

第2号議案：令和4年度決算報告の承認について

第3号議案：令和4年度会計監査報告

第4号議案：PTA会則の一部改正について

第5号議案：令和5年度活動方針(案)

第6号議案：令和5年度活動計画(案)

第7号議案：令和5年度予算(案)

第8号議案：令和5年度役員承認

3. 田場小学校PTA会則

表彰状の贈呈

次の名は、本校のPTA役員として本会の活動推進に鋭意努力し、本校教育発展のためご尽力なさいました。

そのご功績は誠に多大であります。

よって、田場小学校PTA表彰規定に基づきその功績を讃え、表彰いたします。

うるま市立田場小学校
PTA会長 我如古可奈絵
学校長 稲福 盛也

- ・ 比嘉通哉
- ・ 我如古可奈絵
- ・ 玉城奈梨子

感謝状の贈呈

下記の団体及び個人には、本校のPTA活動並びに本校の教育活動推進に物心両面から多大なご尽力を賜りました。

よって、その功績を讃え感謝の意を表します。

うるま市立田場小学校

PTA 会長 我如古可奈絵

学校長 稲福 盛也

<団体の部>

- ・ アイ・アール株式会社
- ・ 赤野青年会
- ・ 大宮産業

<個人の部>

- ・ 国吉千景
- ・ 下庫理美由紀
- ・ 與儀厚子

令和4年度活動報告書

月	日	曜日	活動内容
4月	1	木	令和3年度会計監査 19時～ 第一会議室
	21	木	代議委員会前三役会 19時～ 大地会議室
	26	火	代議委員会 19時～ 4年4組教室
	28	金	読み聞かせサークルたんぽぽ 初顔合わせ 18時～ 図書室
5月	19	木	三役会 19時～ 第一会議室
6月	8	水	うるま市PTA連合 第2回理事会 19時～ 高江洲公民館(会長)
	24	金	令和4年度PTA(たばっ子盛りあげ隊)全体会 19時～
7月	1	金	広報部 部会 18時～ 学習ルーム
	1	金	文化教養部 部会 19時～ 第一会議室
	4	月	PTA事務研修会 10時～ 高江洲公民館
	8	金	生活指導部 部会 19時～ 第一会議室
	15	金	三役会 19時～ 第一会議室
	26	金	うるま市PTA連合 第3回理事会 19時～ いちゅいじんぶん館(会長)
8月	4	木	文化教養部 部会 19時～ 第一会議室 親子物作り講座の試作
	14	日	文化教養部 親子物作り講座 10時～12時 学年広場や第一会議室など
	27	土	生活指導部 うるま市エイサー祭り 街頭指導
	28	日	生活指導部 うるま市エイサー祭り 街頭指導
	31	水	総務部 音響機材納品 13時
9月	6	火	文化教養部 校内童話・お話大会 2・3校時 第一会議室にて
	12	月	うるま市PTA連合 第4回理事会 19時～ 高江洲公民館(会長)
	16	金	6学年役員会 19時～ 第一会議室
	20	火	総務部・三役による登校支援 シャボン玉大作戦 7時半～8時10分 ドーナツ広場
	21	水	環境整備部会 19時～ 第一会議室
	22	木	総務部・三役会 19時～ 第一会議室
	27	火	3学年役員会 19時～ 第一会議室
10月	1	土	環境整備部 PTA美化作業 8時半～10時半 運動場・4年生教材畑周辺草刈り
	6	木	専門部会(運動会前) 19時～20時 4学年教室
	8	土	うるま市童話・お話し・意見発表大会 石川会館にて(会長)
	11	火	総務部・三役による登校支援 シャボン玉大作戦 7時半～8時10分
	15	土	生活指導部 うるま祭り 街頭指導
	16	日	生活指導部 うるま祭り 街頭指導
	18	火	三役・保体部長 運動会前打ち合わせ 19時～ 第2会議室
	20	木	生活指導部・環境整備部 合同部会 19時～ 第一会議室
	21	金	広報部会 19時～ 第一会議室
11月	4	金	2学年役員会 19時～ 第一会議室
	10	木	専門部会(運動会振り返り) 19時～20時 4学年教室
	16	水	おさがり会 10時～12時半 第一会議室

	16	水	6学年PTA行事 5・6校時
	16	水	うるま市PTA連合 第5回理事会 19時～ 高江洲公民館(会長)
	17	木	三役会 19時～ 第一会議室
	20	日	3学年PTA行事 9時～11時 体育館
	27	日	1学年PTA行事 9時～11時 体育館
12月	1	木	九州PTAおきなわ大会 セクションリーダー説明会 19時～高江洲公民館(会長)
	13	火	総務部 部会 19時～ 第一会議室
	15	木	三役会 19時～ 第一会議室
	17	土	九州PTAおきなわ大会 分科会 うるま市芸術劇場(我如古・島袋・比嘉)
	18	日	九州PTAおきなわ大会 全大会 沖縄アリーナ(我如古・比嘉)
	20	火	広報部 部会 18時半～ 第一会議室
1月	12	木	5学年役員会 19時～ 第一会議室
	19	木	三役会 19時～ 第一会議室
	21	土	うるま市PTA連合会 表彰式及び第6回理事会 19時～ いちゅいじんぶん館(会長・事務)
	24	火	代議委員会 19時～ 4年3組教室
	24	火	総務部 講演会 宜野座寛也氏『夢を追いかける』 19時半～ 4年3組教室
	27	金	4学年PTA行事 5・6校時 各教室 消しゴムはんこ作り
2月	8	水	環境整備部 部会 19時～ 第一会議室
	8	水	広報部 部会 19時～ 学習ルーム
	11	土	環境整備部 朽ち木伐根作業 8時～15時
	14	火	PTA事務研修 8時20分集合 名護防災研修センター 解散15時
	15	水	5学年PTA行事 十三祝い 体育館 5・6校時
	16	木	三役会 19時～ 第一会議室
	22	水	第2回おさがり会 9時半～12時 第一会議室
	22	水	2学年PTA行事 面シーサー作り 体育館 5・6校時
	26	日	PTA美化作業 校舎内・体育館清掃 8時半～10時半
	26	日	生活指導部 標語立て看板づくり 10時半～
3月	1	水	広報部会 19時～ 第一会議室
	3	金	生活指導部 各自治会 標語立て看板設置 15時～
	5	日	環境整備部 どんぐりの木 植樹作業 8時～
	5	日	総務部 ワンダーミュージアムがやってくる 9時半～11時半 体育館
	9	木	三役会 19時～ 第一会議室
	16	木	専門部活動報告会 19時～ 4年3組教室

令和 4 年度決算報告

令和 4 年度 PTA 会費引落金額について

	PTA 会費	図書充実費	歓送迎会費
5 月	1000 円		
6 月	1000 円		
7 月		600 円	
9 月		600 円	
10 月	1000 円		
11 月	1000 円		
12 月	1000 円		
1 月	1000 円		
2 月			300 円
合 計	6000 円	1200 円	300 円

令和 4 年度 PTA 決算書 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

歳入	6,410,219 円
歳出	4,879,900 円
差引金額	1,530,319 円

歳入

単位 円

項目	当初予算額	収入済額	繰越金	雑収入・利息	予算現額
PTA 会費	5,114,400	5,086,000	1,323,739	480	6,410,219
図書充実費	975,840	973,200	81,595	3	1,054,798
歓送迎会費	243,960	240,600	742,974	7	983,581

※予算現額(収入済額①+繰越金②+利息③)

歳出

単位 円

項目	当初予算額	予算現額	支出済額	差引金額
PTA 会費	6,438,159	6,410,219	4,879,900	1,530,319
図書充実費	1,057,438	1,054,798	1,031,612	23,186
歓送迎会費	986,941	983,581	93,370	890,211
合 計		7,074,422	4,926,114	2,148,308

歳出の部									
款	項	目	科 目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	残 額	備 考
1			運営費	1,892,500	60,000	1,952,500	1,844,069	108,431	
	1		会議費	100,000		100,000	34,374	65,626	役員会茶菓子、総会費用
	2		事務費	1,742,500	60,000	1,802,500	1,759,695	42,805	
		1	消耗品費	60,000		60,000	49,203	10,797	封筒・プリンター用インク
		2	印刷費	140,000		140,000	117,700	22,300	輪転機インク代・マスター代
		3	通信費	50,000	60,000	110,000	101,722	8,278	携帯電話・Wi-Fi 予備費より補正
		4	役員手当	98,000		98,000	98,000	0	会長(20,000円×1名)、副会長(15,000円×4名) 監事(8,000円×3名)
		5	事務手当	1,290,500		1,290,500	1,290,500	0	89,000円×12ヶ月 期末手当111,250円×2
		6	退職積立金	89,000		89,000	89,000	0	当概年度1ヶ月分の給与額
		7	労働保険	15,000		15,000	13,570	1,430	雇用主負担金
	3		旅費	50,000		50,000	50,000	0	銀行・物品購入等の交通費
2			活動費	2,820,200		2,820,200	2,057,542	762,658	
	1		PTA活動費	2,720,200		2,720,200	2,052,542	667,658	
		1	総務部	1,180,000		1,180,000	1,167,793	12,207	音響機器セット・シャボン玉メーカー、液・講演 会講師料・出前出張授業
		2	文化教養部	100,000		100,000	67,011	32,989	夏休み親子工作講座・電話お話大会参加賞
		3	生活指導部	70,000		70,000	14,038	55,962	標語立て看板設置材料・標語参加賞
		4	広報部	200,000		200,000	52,252	147,748	写真掲示用紙・広報紙印刷代
		5	環境整備部	350,000		350,000	329,786	20,214	チェーンソーメンテナンス・PTA環境作業の茶菓 子・作業用具、苗、土、肥料、どんぐりの木
		6	保健体育部	30,000		30,000	5,000	25,000	フットグラフィ参加賞品
		7	研修費	400,000		400,000	26,500	373,500	九P大会参加費・駐車場料金・PTA事務研修
		8	学年PTA活動 費	390,200		390,200	390,162	38	1～6学年 特別支援学級(各5,000円)
	2		渉外費	30,000		30,000	5,000	25,000	香典
	3		備品費	70,000		70,000	0	70,000	
3			分担金	530,000		530,000	469,790	60,210	県教育活動安全会費、日本スポーツ振興セン ター負担金、市P・中頭P・県P分担金、
4			学校協力費	550,000		550,000	505,419	44,581	各研究委・協議会分担金及び加盟費、のほり旗制 作、i-check代、花束(就任式・感謝集会・離任式)、 6学年平和学習バス代
5			雑 費	10,000		10,000	3,080	6,920	(小学保健ニュース・音響機財費・分担金・安全 会加入費・どんぐりの木代金)振込手数料
6			予 備 費	635,459		547,519	0	547,519	
合 計				6,438,159	60,000	6,410,219	4,879,900	1,530,319	

令和4年度 図書充実費

歳入	1,054,798 円
歳出	1,031,612 円
残額	23,186 円

歳入の部

項 目	金 額	備 考
前期繰越金	81,595	
令和4年度徴収金	973,203	普通預金利息3円含む
合 計	1,054,798	

歳出の部

項 目	金 額	備 考
書籍購入	1,031,612	絵本, 一般図書
合 計	1,031,612	

令和4年度 歓送迎会費

歳 入	983,581 円
歳 出	93,370 円
残 額	890,211 円

歳入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	742,974	
令和4年度会費	240,607	普通預金利息7円を含む
合 計	983,581	

歳出の部

項 目	金 額	備 考
トートバッグ	19,470	就任職員(13名)
アロマスプレー	23,400	//
ボールペン	27,500	離任職員(20名)
コーヒーギフト券	20,000	離任職員へ
商品券	3,000	定年退職職員(1名)
合 計	93,370	

令和4年度 積立金

歳入の部	2,490,667円(繰越金)
歳出の部	0円
差引残額	2,490,667円

歳入の部

項 目	金 額	備 考
平成20年～令和3年度積立金(沖縄銀行安慶名支店)繰越	2,490,667	
令和4年度積立金(沖縄銀行安慶名支店)	0	
合 計	2,490,667	

歳出の部


項 目	金 額	備 考
	0	
合 計	0	

監査報告書

1. 監査期日 令和5年4月28日(金) 午後7時
2. 場 所 田場小学校 第一会議室
3. 監査事項
 - 1 令和4年度 PTA一般会計
 - 2 令和4年度 図書充実費
 - 3 令和4年度 積立金

本校PTA会則10条に基づき、上記1・2・3の会計監査を実施したところ歳入、歳出決算書の通り預金通帳及び現金出納簿、その他関係書類等照合審査の結果、正確に記帳されていましてので報告致します。

監査委員 十場 誠 

監査委員 吉元 ひろ 

監査委員 儀間 睦月 

田場小学校PTA会則改定案

第九章 各種部会

第25条 この会に次の部会をおく。

- 1 総務部
- 2 文化広報部
- 3 生活環境部

第26条 各部会の活動は次のとおりとする。

(1) 総務部 PTA活動の推進を担う

- PTAの理解に関する事
- 講演会の企画
- おさがり会の企画、運営に関する事
- 歓送迎会の企画、運営に関する事
- その他事項

(2) 文化広報部 会員の教養を高め、活動状況を広く知らせる役割を担う

- 作品展および文化に関する事
- PTA新聞の発行に関する事
- 会活動の紹介に関する事
- その他事項

(3) 生活環境部 児童の生命の安全および健全育成をはかる活動

- 校外指導に関する事
- 児童の福祉に関する事
- 会員相互の親睦に関する事
- 学校行事への協力に関する事
- 教育環境の整備に関する事
- 校内美化計画への協力に関する事
- その他事項

第十一章 会計および諸帳簿

第35条 この会の会費は、社会情勢に応じて金額を調整し、納入するものとする。
金額については役員会および代議委員会をもって決定する

第37条 80周年記念事業費

- 1 80周年記念事業費の会計は会計事務員を持って当てる。
- 2 80周年記念事業費の財産の名義人はPTA会長とする。
- 3 80周年記念事業費より支出する際は、代議委員会の承認を得なければならない。

会則改定案となっています。現行の会則を確認しながらご確認ください。

会則はP.19～P.28となっています。

また、令和5年度に以下の項目に於いて、代議委員会へ提案し改定を検討する予定あり。

第七章 代議員会 第9条・第17条

※ 専門部が統合されたことにより、各専門部長の数も変化するため

第十章 学年学級PTA及び地域PTA 第29条・第30条・第31条・第32条

※ 現状と合わないため

令和5年度 活動方針(案)

- 1 全会員が積極的に活動に参加し、活気ある組織づくりを推進しよう。
- 2 会員相互の研修活動と体力づくりを推進しよう。
- 3 子どもたちの健全育成をめざし、より良い環境づくりに取り組もう。
- 4 地域と連携し、自主活動のできる子どもを育てよう。

令和5年度 活動計画(案)

項目	総務部	文化広報部	生活環境部
4月			
5月			
6月	PTA全体会/歓迎会	PTA全体会	PTA全体会
7月		広報紙「たあば」発行	標語募集
8月	着衣水泳教室(仮)		エイサー祭り街頭指導
9月	登校支援シャボン玉大作戦	校内童話・お話・意見発表会	標語立て看板設置/PTA美化作業
10月	運動会協力	運動会協力	うるま祭り街頭指導/運動会協力
11月		運動会写真掲示	
12月	親子実験工作教室		
1月	講演会(仮)		
2月	おさがり会	広報紙「たあば」発行	PTA美化作業
3月	年度反省会/送別会	年度反省会/PTA活動紹介動画作成	年度反省会

※おさがり会の実施についてはその都度検討する

令和5年度 予算書 (案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

歳入	5,773,089
歳出	5,773,089
残額	0

歳入の部

款	項	目	科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
1			会 費	4,242,750	5,086,000	-843,250	P5000円X849名X (0.95) T5000円X42名
2			寄 付 金	0	0	0	
4			雑 収 入	20	480	-460	利息・日本スポーツ振興センター負担金
5			繰 越 金	1,530,319	1,323,739	206,580	
			合 計	5,773,089	6,410,219	-637,130	

歳出の部(案)

款	項	目	科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1			運 営 費	1,937,500	1,952,500	0	
	1		会 議 費	70,000	100,000	-30,000	役員会茶菓子、総会費用
	2		事 務 費	1,817,500	1,802,500	0	
		1	消 耗 品 費	60,000	60,000	0	コピー用紙、封筒等、事務消耗品
		2	印 刷 費	120,000	140,000	-20,000	インク・マスターシート
		3	通 信 費	145,000	110,000	35,000	携帯Wi-Fi通信費・切手郵送料
		4	役 員 手 当	98,000	98,000	0	会長(20,000円)、副会長(15,000円)×4名 監事(6,000円)×3名
		5	事 務 手 当	1,290,500	1,290,500	0	89,000×12ヶ月 期末手当111,250円×2
		6	退 職 積 立 金	89,000	89,000	0	当概年度1ヶ月分の給与額
		7	労 働 保 険	15,000	15,000	0	雇用主負担金
	3		旅 費	50,000	50,000	0	銀行、物品購入等の交通費
2			活 動 費	1,324,000	2,820,200	-1,496,200	
	1		P T A 活 動 費	1,224,000	2,720,200	-1,496,200	
		1	総 務 部	80,000	1,180,000	-1,100,000	講演会・音響機器メンテナンス
		2	文 化 広 報 部	150,000	300,000	-150,000	出前工作教室・重話お話大会参加賞・広報紙製作
		3	生 活 環 境 部	400,000	450,000	-50,000	標語立看板の製作費、美化作業、園芸費(土・肥料・花の苗)、
		4	研 修 費	200,000	400,000	-200,000	市・県PTA研修、事務研修、研修交通費
		5	学 年 P T A 活 動 費	394,000	390,200	3,800	各学年(児童数+担任数)×400円 特支8クラス×5,000円
	2		渉 外 費	30,000	30,000	0	
	3		備 品 費	70,000	70,000	0	
3			分 担 金	530,000	530,000	0	県PTA活動安全会費、日本スポーツ振興センター負担金、市P・中P・県P分担金
4			学 校 協 力 費	560,000	550,000		各コンクール作品返却料・i-check代・花束(就任・離任)・各研修費・協議会分担金及び加盟費
5			雑 費	10,000	10,000	0	振込み手数料等
6			予 備 費	1,411,589	547,519	864,070	
			合 計	5,773,089	6,410,219	-637,130	

令和5年度 図書充実費（案）

歳入	991,046円
歳出	991,046円
差引残額	0円

歳入の部

項目	金額	備考
令和4年度徴収金	967,860円	1,200円×849名×0.95
前期繰越	23,186円	
合計	991,046円	

歳出の部

項目	金額	備考
書籍購入	991,046円	新聞、絵本、一般図書
合計	991,046円	

令和5年度 80周年記念事業費（案）

科目	摘要	金額
積立金	平成20年～令和4年度（沖縄銀行安慶名支店）残高	2,490,667
	令和5年度年度積立金（沖縄銀行安慶名支店）	0
合計		2,490,667

※ 80周年記念事業費とは、特別会計（積立金）から名目を変えたものである。
 これは令和7年度に創立80種年を迎える本校の子どもたちの学校環境整備費用として使用していくものとする。

図書充実費

◎本校の学校図書館図書予算と蔵書冊数

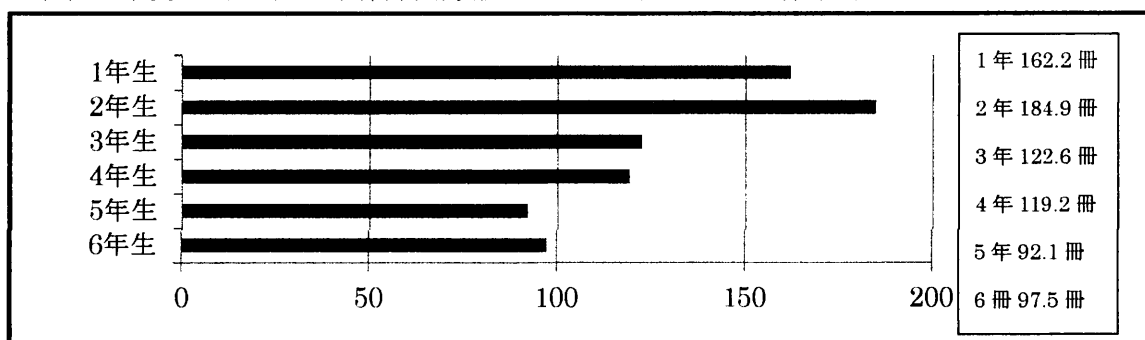
	本校	全国学校図書館協議会基準
令和4年度 図書費総額	PTA 1,054,798 円 市教委 425,000 円 計 1,479,798 円	☆年間図書購入費 (5,262,840 円) 年間図書購入冊数×平均単価 2,970 冊×1,772 円
令和4年度 購入総冊数	P T A 522 冊 市教委 250 冊 合計 772 冊	☆年間図書購入冊数 2,970 冊 最低基準冊数×0.1 29,700 冊×0.1
蔵書冊数	22,590 冊 (令和5年3月31日現在)	☆蔵書の最低基準冊数 29,700 28,200+300×30 をこえた学級数 28,200+300×5

読みたいときに読める本があり、知りたい情報が入手できる学校図書館でありたい。子供たちの学習や要求をみたすために、昨年度はPTA予算で、調べ学習に役立つ図鑑や教科書に掲載されている本から、自由読書に活用するための絵本や小説まで幅広い種類の図書を購入いたしました。

PTAの皆様の協力のおかげで、図書館の蔵書が充実してきていますが、まだ図書館基準には達してなく、児童の読書や、学習に必要な資料は少ないのが現状です。

本年度もPTAの皆様のご協力をよろしくお願い致します。

☆令和4年度 1人あたり図書利用状況 1人あたり全体平均 131冊



☆本校の読書目標冊数 低学年 130冊 中学年 110冊 高学年 90冊 全体 110冊

令和4年度学期別図書貸出し統計 113,281冊×1,772円(児童図書平均単価)

☆令和4年度図書貸出冊数 113,281冊(価格にして200,733,932円分の図書利用)

1学期	2学期	3学期	年間合計
34,708冊	51,815冊	26,758冊	113,281冊

令和5年度 役員承認

令和5年度役員について次のとおり選出いたしましたのでPTA会則第5章第9条の規定に基づき、本総会において承認を得たい。

役 職	氏 名
会 長	具志堅一枝
副会長	島袋 悟
”	眞榮喜優子
”	杉澤 強
”	川満 愛美
監 事	吉元なるよ
”	儀間 睦月
”	十場 誠

田場小学校PTA会則

第一章 名称および事務所

第 1 条 この会は、田場小学校PTAと称し、事務所を田場小学校内におく。

第二章 目的および活動

第 2 条 この会は、会員相互の親睦をはかり、民主教育に対する理解を深め、学校、家庭、地域社会が一体となり児童の人間形成、福祉増進に努めることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員相互の親睦をはかり、よい父母、よい教師になるための研修を行う。
- 2 児童の保健・厚生・安全・福祉をはかる。
- 3 児童のよりよい教育環境の整備をはかる。
- 4 家庭と学校の協力態勢を堅密にし、児童の健全育成をはかる。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事項を行う。

第三章 方針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育および福祉増進のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

第四章 会員

第 5 条 この会の会員は次のとおりとする。

- 1 田場小学校に在籍する児童の父母又は父母に代わる者。
- 2 田場小学校に勤務する職員。
- 3 この会の目的に賛同し、入会を希望する者。

第 6 条 この会の会員は定められた会費を納めるものとする。

第五章 役員および参与

第 7 条 この会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1 名
- 2 副 会 長 2～4 名
- 3 事務局長 1 名
- 4 監 事 3 名

第 8 条 この会の役員の任期は2年とし、再選することができる。

但し、補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。

第 9 条 役員の選考及び就任は次のとおりとする。

1 選考委員会を次のとおり設置する。

- (1) 各専門部の部長 (6 名)
- (2) 各学年 PTA 会長 (6 名)
- (3) 学校職員代表 (1 名)
- (4) 退任予定の会長か副会長

2 過半数の参加をもって成立する。

3 候補者の指名はその氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

4 役員は代議委員会の同意を得て総会において承認され就任する。

但し、事務局長は会長の委嘱により教頭があたる。

第 10 条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 事務局長は、会長の指示により、この会の庶務をつかさどる。
- 4 監事は、この会の会計(会務および経理)を監査する。

会計監査は定期又は臨時に行うことができ、その結果は総会において報告するものとする。

第 11 条 この会に参与をおき、校長がこれにあたる。

参与は、代議委員会、運営委員会に主席し、会運営についての指導助言をおこなうことができる。

第六章 総会

第 12 条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員をもって構成する。

第 13 条 総会は、毎年5月に定期総会を開く。

但し、必要に応じ臨時に開くこともできる。

第 14 条 総会は、次の事項について議決する。

- 1 会則の改廃
- 2 役員を選出
- 3 活動計画の承認
- 4 決算および予算の承認
- 5 会務の報告
- 6 その他、目的達成に必要な事項

第 15 条 総会は会長が招集し、会議は議長団がすすめる。

第 16 条 総会の議事は主席者の過半数の同意を得て議決するものとする。

尚、議事は委任を含めた会員の過半数で臨む。

但し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第七章 代議委員会

第 17 条 代議委員会は、総会につく議決機関で、次の者をもって構成する。

- 1 PTA役員(監事を除く) 6名
- 2 各学級PTA会長 学級数
- 3 各学年PTA会長 6名
- 4 各専門部の部長 6名
- 5 各支部長代表
- 6 学級教師代表 6名

第 18 条 代議委員会は、次の事項について決議する。

- 1 会則改正案の審議
- 2 事業計画案の審議
- 3 決算、予算の審議
- 4 予算の補正
- 5 総会提案事項の審議
- 6 役員を選考と審議
- 7 その他、緊急事項の処理

第 19 条 代議委員会は、会長が招集し会議の議長を務める。

第 20 条 代議委員会の議事は、主席者の過半数以上の同意を得て決議するものとする。

第 21 条 代議委員会において処理した緊急事項については次の総会でこれを報告するものとする。

第八章 役員会

第 22 条 役員会はこの会の執行機関で次の者をもって構成する。

- | | |
|----------|-------|
| 1 参 与 | 1 名 |
| 2 PTA会長 | 1 名 |
| 3 PTA副会長 | 2~4 名 |
| 4 事務局長 | 1 名 |
| 5 総務部長 | 1 名 |

第 23 条 役員会は次の事項を処理する。

- 1 総会および代議委員会で決議された事項
- 2 各部から提案された事項の調整
- 3 その他必要な事項

第 24 条 役員会は会長が招集し、構成員の過半数をもって成立し、主席者全員の同意と理解を得て執行事項を処理するものとする。

第九章 各種部会

第 25 条 この会に次の部会をおく。

- | | |
|---------|---------|
| 1 総務部 | 2 文化教養部 |
| 3 生活指導部 | 4 広報部 |
| 5 保健体育部 | 6 環境整備部 |

第 26 条 各部会の活動は次のとおりとする。

(1)総務部 各部・各学年・学級PTAの連絡調整にあたり会活動の推進をはかる。

- PTAの理解に関すること。
- 会則および細則の改廃に関すること。
- 要覧の編集発行。
- 連絡調整に関すること。
- 予算に関すること。

○ その他事項。

(2)文化教養部 会員の教養を高め、意識の高揚をはかる。

○ 指導者養成に関する事。

○ 作品展および文化展に関する事。

○ 研修および講習に関する事。

○ レクリエーションおよび趣味に関する事。

○ その他事項。

(3)生活指導部 児童の生活条件を整備し、生命の安全を守り精神的成長をはかる。

○ 危険場所、通学路の調査及び登下校に関する事。

○ 地域懇談会及び教育隣組の活動促進に関する事。

○ 地域子供会の育成に関する事。

○ 校外指導に関する事。

○ 児童の福祉に関する事。

(4)広報部 PTAの活動状況をより広く知らし、会員意識の高揚をはかる。

○ PTA新聞の発行に関する事。

○ 会活動の紹介に関する事。

○ その他広報活動。

(5)保健体育部 会員相互の体力増進をはかり、児童の健康増進をはかる。

○ 学校給食の充実改善に関する事。

○ 家庭における保健的しつけに関する事。

○ 会員相互の親睦に関する事。

○ 学校行事への協力に関する事。

(6)環境整備部 学校および地域の生活環境をはかる。

○ 教育環境の整備に関する事。

○ 校内美化計画への協力に関する事。

○ 校地、校舎および施設の確保に関する事。

第 27 条 各部の部員は代議員および会員の中から適材適所に配置委嘱する。

第 28 条 各部の正副部長は部員の互選により選出し、会長が委嘱する。

◎部長が部会を招集し、この会を司会する。

第十章 学年学級PTA及び地域PTA

- 第 29 条 学年学級PTAは、各学年学級に在籍する児童の父母及び教師をもって構成し、次の事項を行う。
- 1 会員相互の親睦に関すること。
 - 2 教育環境の整備充実に関すること。
 - 3 児童の学習条件の整備に関すること。
 - 4 教育相談に関すること。
- 第 30 条 学年学級PTAの会長は、会員互選により選出する。
- 会長は、この会を招集し、これを司会する。
- 第 31 条 地域PTAは、各字内に住居する児童の父母及び各字担任教師をもって構成し、次の事項を行う。
- 1 会員相互の親睦に関すること。
 - 2 教育環境の浄化および懇談会に関すること。
 - 3 教育隣組、子供会の育成に関すること。
 - 4 学級PTAとの連絡協力、要望に関すること。
- 第 32 条 地域PTAの会長は、会員の互選により選出する
- 会長は、この会を招集し、これを司会する。

第十一章 会計および諸帳簿

- 第 33 条 この会の経費は、会費および寄付金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 34 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。
- 第 35 条 この会の会費は、児童 1 人当たり 500 円とし、毎月 10 日までに納入するものとする。
- 第 36 条 特別な事情のある会員については、役員会の承認を得て、会費を減免することができる。
- 第 37 条 特別会計
- 1 特別会計は必要が生じたときに置き、会計は会計事務員を持って当てる。
 - 2 特別会計の財産の名義人は PTA 会長とする。
 - 3 特別会計より支出する際は、代議委員会の承認をえなければならない。
- 第 38 条 この会に次の帳簿を備え付けるものとする。
- | | |
|---------|----------|
| 1 会則つづり | 2 役職員名簿 |
| 3 会員名簿 | 4 経理関係帳簿 |

- | | |
|---------|------------|
| 5 文書つづり | 6 沿革誌 |
| 7 会議録 | 8 その他必要な帳簿 |

第十二章 付 則

第 40 条 この会の運営上必要な規定は、別に定めることができる。

第 41 条 この会則は昭和57年5月29日に全文修正し昭和57年4月1日より適用する。
但し、旧会則による適用内容については、昭和58年3月31日まで有効とする。

一部改正 昭和58年4月1日

一部改正 平成 2年4月1日(運営組織)

一部改正 平成11年4月1日(PTA会費・書記手当)

一部改正 平成13年4月1日(PTA会費)

一部改正 平成19年4月1日(特別会計)

一部改正 平成23年4月1日(特別会計)

一部改正 平成24年4月1日(総会)

一部改正 平成28年4月1日(役員の構成・運営委員会の役割を役員会へ)

一部改正 令和 2 年度 4 月 1 日(第五章 第 7 条 第 9 条)

田場小学校PTA表彰規定

第 1 条 この規定は田場小学校PTAの目的遂行のために威力し、学校教育、PTA活動に
貢献し、その功績顕著なものに対し表彰を行う場合の規定として定める。

第 2 条 PTA会員およびその他のもので下記事項に該当する場合は表彰状または、感謝状
を贈呈し、その功績を讃えるものとする。

1 この会の運営および諸活動が顕著なもの。

2 この会の役員として2年以上つとめ、その功績顕著なもの。

3 この会の代議委員として3年以上つとめ、その功績顕著なもの。

4 この会の役員およびその他のもので、本項教育ならびにPTA活動のために貢献し、
その実績顕著なもの。

5 その他

- 第 3 条 この規定による表彰の時期は毎年定期総会で行うものとする。
但し、前条第2条、3項に該当するものの表彰は、その職責を退く年度に行うものとする。
- 第 4 条 この規定による表彰該当者は、運営委員会で選考し、代議委員会の承認をうけるものとする。
- 第 5 条 この規定による表彰をうけたものは、上部関係団体への表彰該当者として推薦することができる。

附 則

この規定は昭和57年5月29日に制定し、昭和57年4月1日より適用する。

田場小学校PTA会計雇用規定

- 第 1 条 この規定は田場小学校PTA会計事務員を雇用する場合の規定として定める。
- 第 2 条 PTA会計事務員は、会長に任命又は採用試験の結果、優秀なものを採用する。
- 第 3 条 PTA事務員の雇用期間は、原則として1年とする。
但し、本人の意志により継続雇用することができる。
- 第 4 条 PTA会計事務員の勤務継続中、非違な行為があるとみとめられた場合、又は本人の意志により、雇用を取り消す事もある。
- 第 5 条 事務員の給与および手当については別にこれを定める。
- 第 6 条 事務員の勤務の様態については、会長および事務局長の指示に従うものとする。
- 第 7 条 事務員の勤務内容は次のとおりとする。
- 1 PTA会員を対象とした納入金および徴収金の徴収支払い事務
 - 2 PTA予算執行にあたっての金銭処理事務
 - 3 文書取り扱い事務
 - 4 諸会合の世話
 - 5 その他、会長および事務局長の指示する事務
- 第 8 条 事務員の退職する場合は、退職手当を支給する。

附 則

この規定は昭和57年5月29日に制定し、昭和50年4月1日よりそ及して適用する。

田場小学校PTA給与及び手当・旅費支給規定

- 第 1 条 この規定は田場小学校PTAの役員および会員（代議員）、会計事務員の給与および手当・旅費の支給に関する規定を定める。
- 第 2 条 役員の手当は年額次の通りとする。
- 1 会 長 20,000円
 - 2 副 会 長 15,000円
 - 3 監 事 6,000円
- 第 3 条 役員および代議員が本PTA所在地を離れて、PTA活動および研修を行う場合は、下記の通り旅費を支給するものとする。
- 1 車賃実費 近距離、短時間の場合
 - 2 車賃実費と食事代 近距離、短時間の場合
 - 3 宿泊費 宿泊を伴う場合
 - 4 県外の場合は相当額
- *資料が伴う場合は別に支給する。
- 第 4 条 会計事務員の給与は、毎年度始めに双方合議の上で月額を決定し、月末に支給する。
- 第 5 条 会計事務員の期末手当は、年間2回（6月期と12月期）に分けそれぞれ給料月額の100分の125を支給する。又、特別にその他の手当も支給することができる。
- 第 6 条 会計事務員が退職する場合には、在職年限1年につき、当概年度に1ヶ月分の給与額相当分を加算して支給する。
- 第 7 条 会計事務員が業務上、勤務場所を離れて業務を行う場合は旅費を支給する。

附 則

この規定は昭和57年5月29日に制定し、昭和57年4月1日よりそ及して適用する。

一部改正 昭和58年4月1日

一部改正 平成13年4月1日

一部改正 平成28年4月1日

田場小学校PTA慶弔に関する規定

- 第 1 条 この規定は、本校教育ならびに本校PTA活動に貢献した人に係わる慶弔に、

弔意を表す場合の基準として、これを定める。

第 2 条 香典の金額は、次の通りとする。

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| 1 本校PTA役員本人が任期中に死亡した時 | 5,000円 |
| 2 本校に在職する職員が死亡した時 | 5,000円 |
| 3 在任中の役員の配偶者・親・子が死亡した時 | 5,000円 |
| 4 本校に在任中の職員の配偶者・親・子が死亡した時 | 5,000円 |
| 5 歴代PTA会長・副会長・校長・教頭の本人又は配偶者が死亡した時 | 3,000円 |

第 3 条 その他、必要と認められたとき。

第 4 条 この規定は、代議委員会において改正することができる。

第 5 条 この規定は、平成5年4月1日より適用する。